

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2025（令和7）年度)

作成日 2025/10/9

最終更新日 2025/10/9

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2025/10/1
国立大学法人名		国立大学法人大阪教育大学
法人の長の氏名		学 長 岡 本 幾 子
問い合わせ先		監査室（TEL:072-978-5165、E-mail:kansa@bur.osaka-kyoiku.ac.jp）
URL		https://osaka-kyoiku.ac.jp

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	■ 確認方法等 当法人は、経営協議会に対し、令和7年度第1回経営協議会（令和7年6月開催）において、令和7年度の適合状況等の報告におけるプロセスについて説明を行いました。また、そのプロセスに沿って、適合状況等の取りまとめ作業を進め、令和7年度第2回経営協議会（令和7年9月開催）において、令和7年度の適合状況等を審議し、意見照会を行いました。経営協議会からの意見及び当該意見に対する当法人の対応については、以下のとおりです。なお、これらを含む最終の報告書についても、令和7年度第3回経営協議会（令和7年10月開催）において、経営協議会に対しフィードバックを行っております。 ■ 経営協議会からの意見 ○ 全般 ガバナンス・コードについては、全原則について適合している状況にあり、特段の意見はない。
監事による確認	更新あり	■ 確認方法等 当法人は、監事に対して、令和7年度第1回経営協議会（令和7年6月開催）及びその他の会議において、令和7年度の適合状況等の報告におけるプロセスについて説明を行いました。また、そのプロセスに沿って、適合状況等の取りまとめ作業を進め、令和7年度第2回経営協議会（令和7年9月開催）及びその他の会議において、令和7年度の適合状況等の説明を行い、令和7年9月2日から同月9日までの間、意見照会を行いました。監事からの意見及び当該意見に対する当法人の対応については、以下のとおりです。なお、これらを含む最終の報告書についても、令和7年度第3回経営協議会（令和7年10月開催）及びその他の会議において、監事にフィードバックを行っております。 ■ 監事からの意見 ○ 全般 ガバナンス・コードについては、全原則について適合している状況にある。 ○ 補充原則 1－2①、補充原則1－2② 教員養成フラッグシップ大学構想や大学院博士課程の設置など、新たな改革を推進する一方で、人事院勧告等による人件費の増加や物価上昇により、大学の財務状況は逼迫している。今後は、外部資金のなご一層の獲得を図り、DX化の推進と同時に既存業務の見直しによるスクラップ・アンド・ビルドを行うことで、資源の適切な再配分を実現し、法人経営を持続的、安定的に行っていくことが求められる。なお、その際には、IR機能を活用したエビデンスに基づく意思決定を期待したい。 ○ 補充原則 2－1－3③ 内部統制システムが有効に機能するためには、指示命令の流れや情報共有のルートが一元的であることが望ましい。既存の「学長・理事等の所掌分担表」をベースにし、組織の意思決定の流れを図式化・客観化して指揮・命令系統と責任の所在を明確にあらわした、業務運営にかかる組織図を備えておく必要があると考える。

記載事項	更新の有無	記載欄
監事による確認	更新あり	○ 補充原則 4-2③ 令和6年度の監事意見において「研究の健全性・公平性の確保の取組（内部統制上の仕組みの整備・運用状況）を意識的にやり、説明すること」を求めたが、その後の検討状況について、説明していただきたい。 また、大学ウェブページ「教育・研究」における研究関連の項目について、「研究インテグリティ」をより目立つ位置に配置するなど、メニュー構成の工夫を検討してはどうか。 ○ 補充原則 4-2④ 国立大学法人大阪教育大学コンプライアンス規程第6条第4項では、「コンプライアンスの推進を体系的に行わせるため、系又は部局等にコンプライアンス推進責任者を置き、系又は部局の長をもって充てる。」と定められている。しかし、令和6年度内部監査の結果からは、コンプライアンス推進責任者が十分に機能しているとはいえない状況が認められており、この点については令和6年度監事監査に関する概要報告書でも指摘したところである。今後は、コンプライアンス推進責任者がその機能を適切に果たし、組織としてのコンプライアンス推進体制を確実に維持・強化していくことが求められる。 ■ 意見への対応状況等 ○ 補充原則 1-2①、補充原則1-2② 8つの運営機構室を中心に、外部資金の一層の獲得、DX推進、既存業務の見直しによる資源の適切な再配分等に努め、持続的・安定的な法人経営の体制構築を目指します。また、学長の下にIR室を設置し、組織的なデータ収集・分析を通じてエビデンスに基づく意思決定を支援する体制を整えています。このような体制を活かし、役員や事務局各課・室と連携しながら法人経営に寄与してまいります。 ○ 補充原則 2-1-3③ 指揮・命令系統と責任の所在が明確になるよう、学長・理事等の所掌分担一覧表等を改善し、令和8年度から対応する予定です。 ○ 補充原則 4-2③ 研究の健全性・公平性の確保の取組として、「科研費における論文のオープンアクセス化について」の説明をWebページにて掲載しました。また、研究インテグリティのページからも当該ページにリンクを貼り、周知しました。なお、研究データ管理体制の監査、自己点検に関する整備の方法や相談窓口の設置等については、研究推進室にて今後協議を行い整備していく予定です。また、研究インテグリティのページのアピールについては、研究インテグリティのページへのアクセス方法が限られているため、関連ページにリンクを追加するとともに、「教育・研究」のページにおいても、研究カテゴリの上部に持ってきました。 ○ 補充原則 4-2④ 令和6年度内部監査での指摘を踏まえ、不正防止計画推進室で毎年策定している不正防止計画に、コンプライアンス責任者の業務（日常的なモニタリングや系主任連絡会議等での注意喚起や公的研究費の執行状況確認）を明記し、コンプライアンス推進体制の維持・強化に対応しました。また、あわせてコンプライアンス研修も今後同様に実施していく予定です。
その他の方法による確認		その他の方法による確認は行っておりません。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。

- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則１－１ ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋	更新あり	国立大学法人大阪教育大学（以下「当法人」という。）は、基本理念により、我が国の先導的な教員養成大学として、教育の充実と文化の発展に貢献し、とりわけ教育界における有為な人材の育成を通して、地域と世界の人々の福祉に寄与する大学であることをミッションとして掲げています。当該ミッション実現のため、中期目標期間の基本目標をビジョン、中期目標・中期計画を目標及び具体的な戦略に相当するものとして策定しています。 また、これら策定にあたり、地元教育委員会との連携協議会や学生アンケート等を通じてステークホルダーの声を収集するなど、社会の要請の把握に努めています。 令和４年３月、当法人は、『令和の日本型学校教育』を担う教師の育成を先導し、教員養成の在り方自体を変革していくための牽引役としての役割を果たすべく、文部科学大臣から教員養成フラッグシップ大学の指定を受けました。この教員養成フラッグシップ大学構想も、当法人の基本理念、ミッション及びビジョンに基づく、目標及び具体的な戦略を実現するための道筋のひとつとなっています。 当法人では、これらの実現に向け、学長のリーダーシップのもと全学が一体となって取り組むこととしています。 <基本理念> 我が国の先導的な教員養成大学として、教育の充実と文化の発展に貢献し、とりわけ教育界における有為な人材の育成を通して、地域と世界の人々の福祉に寄与する大学であることを使命とする。 <基本理念を実現するためのミッション> 教育現場と真のパートナーシップを構築し、人権を尊重し、継続的かつ一貫した法人の経営方針のもとアカデミックガバナンスを確立する。さらに、附属学校園等を活用した教育のための実証研究によってエビデンスを獲得し、SDGsの実現や、Society5.0や予測困難な知的創造社会の到来に柔軟に対応できる新たな学校教育へ貢献する大学として不断の教育研究環境の改善を含めた大学・附属学校改革を推進する。 <ミッションを実現するためのビジョン> １ 学校教育に貢献する人材養成拠点となる大学 課題解決型の能動的学修を中心とした教育への転換を図り、最善解を導くために必要な専門的知識及び汎用的能力を鍛える。 ２ 教育イノベーションをデザインし、日本の教員養成をリードする大学 大規模教員養成単科大学のスケールメリットを生かし、附属学校園、国内外の大学、教育委員会を含む自治体、産業界等との連携を進展させ、ニューノーマルにも対応した、教育現場に資するイノベーションを創出する。 ３ 世界・社会の高度で多様な頭脳循環の拠点となる大学 ・異なる文化との共存や国際協力の必要性を理解し、教育現場の国際化に貢献できる人材の輩出を通じ、日本の国際化に貢献する。 ・都市型キャンパスを活用した社会人向け大学院教育を展開し、多様な頭脳循環を実現する。 ４ 社会や地域の実践的シンクタンク機能を有する大学 教育現場に求められる変革に対応するため、教育委員会・学校現場・行政・産業界・大学等が、それぞれ抱える課題（弱み）や資源（強み）を一堂に集積し、大きな成果を生み出す仕組み（地域連携プラットフォーム）を構築する。 ５ 柔軟で継続的に改革を推進する大学 大学改革の推進や様々な取組への強化を図るため、学長及び大学運営体制のガバナンス機能を強化する。 ６ 多様かつ柔軟な連携を有する大学 連合教職大学院を構成する大学との連携関係を深めるとともに、教育研究力の向上に資するため、他大学との教育研究資源の共有化を推進する。 ・ 中期目標・中期計画 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/plan/mplan.html ・ 教員養成フラッグシップ大学構想 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/operation/flagship.html ・ 教育研究活動等に関する自己点検・評価 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/plan/hojin/hyoka.html

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則１－２④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		当法人は、評価室及び自己点検・評価委員会において、中期目標・中期計画の進捗及び達成状況について自己点検・評価を実施し、また、自己点検・評価委員会において、教育、研究及び社会貢献等の諸活動に関する質の向上・改善を図るため点検及び評価を実施し、その結果及び改善に反映させた結果を自己点検・評価報告書としてまとめ公表しています。 ・業務の実績に関する報告書 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/plan/hojin/jiseki.html ・評価関連情報（自己点検・評価報告書、大学機関別認証評価等） https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/plan/hojin/hyoka.html
補充原則１－３⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		当法人は、経営に関しては経営協議会規程、教学運営に関しては教育研究評議会規程において組織の権限と責任体制を明記し、これらをウェブページ等を通じて公表することにより、経営の透明性の確保に努めています。 詳細は以下のとおり掲載していますので、ご参照ください。 ・国立大学法人大阪教育大学経営協議会規程 https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/rule/155.html ・国立大学法人大阪教育大学教育研究評議会規程 https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/rule/158.html
補充原則１－３⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		当法人は、教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等について、中期目標・中期計画期間における人事に関する計画、男女共同参画推進行動計画及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、これらをウェブページ等を通じて公表することにより、経営の透明性の確保に努めています。 総合的な人事方針については、「国立大学法人大阪教育大学人事基本方針」を策定し、公表しています。また、この人事方針を踏まえた職種別のより具体的な人事方針として、大学教員に係る人事方針（「国立大学法人大阪教育大学大学教員の人事に関する基本方針」）及び事務系職員に係る人事方針（「国立大学法人大阪教育大学事務系職員等の人事に関する基本方針」）を制定したほか、附属学校園教員に係る人事方針（「国立大学法人大阪教育大学附属学校園教員の人事に関する基本方針」）を策定し、制定しています。 このほか、中期目標・中期計画期間における人事に関する計画は「国立大学法人大阪教育大学第４期中期計画」の９ページに、男女共同参画推進行動計画は「大阪教育大学男女共同参画推進行動計画」に、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画は「国立大学法人大阪教育大学一般事業主行動計画」に掲載していますので、ご参照ください。 ・国立大学法人大阪教育大学人事基本方針 https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/resources/_file/kikaku/houteikokai/jinji_hoshin.pdf ・国立大学法人大阪教育大学第４期中期計画 https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/files/university/plan/mplan/m4/planr4.pdf ・大阪教育大学男女共同参画推進行動計画 https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/files/university/other/diversity/suisinkoudoukeikaku2024_2027.pdf ・国立大学法人大阪教育大学一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法） https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/files/university/other/diversity/jisedai2024_2027.pdf ・国立大学法人大阪教育大学一般事業主行動計画（女性活躍推進法） https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/files/university/other/diversity/katsuyaku2024_2027.pdf
補充原則１－３⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		当法人は、自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを示すため、中期目標・中期計画期間における予算、収支計画及び資金計画を策定し、これらをウェブページ等を通じて公表することにより、経営の透明性の確保に努めています。 詳細は下ウェブページの１２ページから１６ページに掲載していますので、ご参照ください。 ・国立大学法人大阪教育大学第４期中期計画 https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/files/university/plan/mplan/m4/planr4.pdf

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則１－３⑥（４）及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		当法人は、教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）について、財務諸表等をウェブページ等を通じて公表することにより、経営の透明性の確保に努めています。 また、ステークホルダーに本学の財務状況をよりわかりやすくご理解いただくために、財務レポート（財務情報分析、トピックス、財務指標の経年比較等）、及び財務リーフレット（内容を学生や本学受験生及びその保護者対象に特化させたもの）を作成し公表しています。 なお、令和４年度以降は財務レポート及び財務リーフレットに代わり、財務情報と非財務情報を組み合わせた統合報告書を作成し公表しています。 ・財務諸表 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/zaimu/zaimujoho/index.html ・統合報告書 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/kouhou/relations/integrated_report/
補充原則１－４② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針		当法人は、大学教員においては、系主任、部局長、附属学校園長及び学長補佐（以下「系主任等」という。）を将来の経営人材候補と位置づけ、若手・中堅教員の抜擢を進めるとともに、ダイバーシティの観点を意識し、女性教員、外国籍の教員等の区別なく、年齢、職位等にとらわれない能力主義の登用を行うとともに、その実績については厳正に評価を行うこととしています。また、系主任等が、学長、理事や副学長の企画立案、方針決定のプロセスに積極的に関与し、大学経営を経験する機会を確保しています。 大学教員以外の職種の教職員についても、資質、能力に基づき、大学経営を担い得る卓抜した人材については、従来の慣習にとらわれず、積極的に機会を与え、登用を行っています。 また、将来の経営人材に対し、経営・マネジメント等に関する知識の習得や学外者との繋がりを持たせるため、国や他大学、地方公共団体、教育委員会との連携事業に積極的に関わらせるとともに、計画的に学外におけるマネジメントセミナーや研修会等に参加させています。 このほか、経営及び教学運営を担う人材の確保等の方針を定めた「国立大学法人大阪教育大学における経営人材の確保・育成方針」を策定し、公表しています。 フォローアップに関しては、「国立大学法人大阪教育大学第４期中期計画」の計画番号（１０）の３において、「長期的な視点に立った法人経営を行う人材の確保と計画的な育成のため、若手・中堅層の適任者を法人の長を補佐するポストに登用するなど、法人経営の一端を担わせる。」こととしていることから、随時、進捗を確認することとしています。 ・国立大学法人大阪教育大学における経営人材の確保・育成方針 https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/resources/_file/kikaku/houteikokai/jinji_keiei_jinzai.pdf ・国立大学法人大阪教育大学第４期中期計画 https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/files/university/plan/mplan/m4/planr4.pdf
原則２－１－３ 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	法人の長である学長（以下「学長」という。）は、ビジョンである基本目標を達成するために、理事、副学長、機構長等の学長を補佐するための人材を学長自身の指名により、適材適所に学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備しています。また、これらの人材を育成・確保するため、学識が優れ、かつ、本学の経営を担い得る人材と判断するものを、若手・中堅の段階から、経営にかかわる様々なポストに登用し、世代の継続性を意識した人材育成に努めています。さらに、各補佐人材の責任・権限等を以下のとおり学内外に公表する規則等により明確にしています。 ・国立大学法人大阪教育大学基本規則（理事、副学長、学部主事の権限等の明記） https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/print/152.html ・大阪教育大学における系会議及び系主任の役割について（系主任の権限等の明記） https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/print/948.html ・大阪教育大学附属図書館規程（附属図書館長の権限等の明記） https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/print/361.html ・大阪教育大学附属学校園管理運営規則（附属学校園長、校舎主任及び副校長の権限等の明記） https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/print/138.html ・各機構、センター、研究科の設置規程（機構長、センター長、研究科主任の権限等の明記） https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/index.html ・大阪教育大学学長補佐設置に関する規程（学長補佐の権限等の明記） https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/print/303.html

記載事項	更新の有無	記載欄
原則２－３－１ 役員会の議事録		当法人では、重要事項について学長が意思決定する前に必ず役員会を開催し、十分な検討・討議を行い、適正な経営の確保に努めています。 また、役員会開催後は速やかに議事録を本学ウェブページで公表しています。 ・国立大学法人大阪教育大学役員会規程 https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/rule/153.html ・役員会議事要旨 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/operation/kaigi/exec/archives.html
原則２－４－２ 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況		当法人では、男女共同参画推進行動計画及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画による取組や他大学及び産業界等と連携し、性別や国際性の観点でのダイバーシティの環境を確保するとともに、重要課題である「教育の情報化」に精通している者、コンプライアンス、労務管理、リスクマネジメント等に関する知見を有している者、大学運営全般に精通している者等を外部人材として役員等に採用し経営層の厚みを確保しています。 なお、どのような観点から外部の経験を有する人材を求めているのかという点については、「国立大学法人大阪教育大学における経営人材の確保・育成方針」及び「国立大学法人大阪教育大学人事基本方針」を策定し、公表しています。役員の氏名、略歴及び本学での担当業務については、既に本学及び文部科学省のウェブページ等により公表しています。また、これらの人事方針を踏まえた職種別のより具体的な人事方針として、大学教員に係る人事方針（「国立大学法人大阪教育大学大学教員の人事に関する基本方針」）及び事務系職員に係る人事方針（「国立大学法人大阪教育大学事務系職員等の人事に関する基本方針」）、附属学校園教員に係る人事方針（「国立大学法人大阪教育大学附属学校園教員の人事に関する基本方針」）を制定しています。 男女共同参画推進行動計画は「大阪教育大学男女共同参画推進行動計画」に、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画は「国立大学法人大阪教育大学一般事業主行動計画」に、他大学との連携は別途ウェブページに、役員等の経歴については本学のウェブページに掲載していますので、ご参照ください。 ・国立大学法人大阪教育大学における経営人材の確保・育成方針 https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/resources/_file/kikaku/houteikokai/jinji_keiei_jinzai.pdf ・国立大学法人大阪教育大学人事基本方針 https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/resources/_file/kikaku/houteikokai/jinji_hoshin.pdf ・大阪教育大学男女共同参画推進行動計画 https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/files/university/other/diversity/suisinkoudoukeikaku2024_2027.pdf ・国立大学法人大阪教育大学一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法） https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/files/university/other/diversity/jisedai2024_2027.pdf ・国立大学法人大阪教育大学一般事業主行動計画（女性活躍推進法） https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/files/university/other/diversity/katsuyaku2024_2027.pdf ・他大学との連携 https://opened.network/ ・役員等の経歴について https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/operation/exec_mem.html
補充原則３－１－１① 経営協議会の外部委員に係る 選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫		当法人では、経営協議会委員に事前送付する資料に、内容を分かりやすく記載した概要を添付し、会議における資料の説明時間を極力減らし、審議時間を確保するための工夫を行っています。さらに、令和２年度第５回経営協議会からは毎回、テーマを設けて意見を伺うこととし、より委員の意見を汲み取ることができる工夫を行っています。 当法人の現経営協議会委員には、産業界や関係自治体等から多様な関係者が参画しています。 また、委員の選任のための方針を定めて公表しています。 ・経営協議会 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/operation/kaigi/manage/

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則３－３－１① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		当法人の学長選考・監察会議では、学長の選考に当たって、求める資質・能力等を示した「国立大学法人大阪教育大学学長候補者選考基準」を踏まえるとともに、「国立大学法人大阪教育大学学長予定者選考規程」に則り、慎重かつ必要な議論を十分に尽くし、適正に選考を行い、選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しています。 なお、令和３年６月に意向投票を廃止し、同年１０月に構成員が学長候補者の所信表明を聴き質疑応答できる公聴会の場を設けました。 ・学長選考・監察会議 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/operation/kaigi/gakuchosenko/gakuchosenkogiji.html ・国立大学法人大阪教育大学学長予定者選考規程 https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/rule/243.html
補充原則３－３－１③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無	更新あり	当法人では、学長がミッションの実現に向けて安定的にリーダーシップを発揮できるよう、学長の任期を「４年、再任可（原則１回２年）、通算６年」と定めています。これにより、中期目標・中期計画期間との整合性を確保し、適切な業績評価を可能とするとともに、在任期間の長期化による弊害を排除するよう配慮しています。 また、４年の任期満了時の再任に際しては、当該学長の業績等の審査に基づき優れた業績を上げていると判断した場合は、審査の上、再任を決定することができるよう規程改正を行いました。ただし、公平性を担保するため、令和７年度に実施する任期満了に伴う学長の選考は従前どおり候補者の推薦を求めることにより行いますが、候補者が現職の学長１人の場合は、選考過程の一部を省略することとしました。 なお、例外的に学長選考・監察会議が特別に必要と認めた場合には２回目の再任を認め、最長８年まで延長できる規定を設けております。これは大学を取り巻く情勢を踏まえ、将来を大きく左右する重要なミッションの実現に向けて、学長の続投が必要不可欠と判断される場合に適応される特例措置です。 ・国立大学法人大阪教育大学学長の任期に関する規程 https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/rule/245.html ・国立大学法人大阪教育大学学長予定者選考規程 https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/rule/243.html ・学長選考・監察会議 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/operation/kaigi/gakuchosenko/gakuchosenkogiji.html
原則３－３－２ 法人の長の解任を申し出るための手続き		当法人の学長選考・監察会議では、任期中であっても学長の解任を文部科学大臣に申し出ることができるよう、予め学長の解任を申し出るための手続きを整備し、公表しています。 ・国立大学法人大阪教育大学学長解任の申出に関する規程 https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/rule/613.html ・国立大学法人大阪教育大学学長の解任申出手続に関する細則 https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/rule/961.html
補充原則３－３－３② 法人の長の業務執行状況に係る任期中の評価結果		当法人の学長選考・監察会議では、学長の業務執行状況を確認するため、毎年度学長業績評価を行い、その結果を本人に提示するとともに、当該評価結果を公表しています。さらに、令和２年度の学長業績評価から任期中における中間評価を行うとともに、学長へのヒアリングの実施など今後の法人経営に向けた助言を行っています。 ・学長業績評価 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/operation/kaigi/gakuchosenko/gakuchosenkogiji.html ・国立大学法人大阪教育大学学長業績評価規程 https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/rule/663.html
原則３－３－４ 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		教育研究評議会（令和６年４月１７日）及び経営協議会（令和６年６月１７日）において、当法人の学長選考・監察会議の委員の選任方法について審議した。教育研究評議会選出委員については投票で、経営協議会選出委員については幅広い分野や知見・経験等のバランスを考慮して互選で選任し、選任方法や専任理由を公表しています。 ・学長選考・監察会議委員の選任方法等について https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/files/university/operation/kaigi/gakuchosenko/r6senninhohou.pdf

記載事項	更新の有無	記載欄
原則３－３－５ 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由		当法人の学長選考・監察会議では、第６３回会議（令和２年１１月１９日）において、法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方について検討を行い、現在、大学総括理事は設置しないこととしました。また、当該検討については下記に記載し、公表しています。 ・第６３回学長選考会議記録 https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/images/resources/_file/somu/gakucho_senko/gakuchosenko_63.pdf
基本原則４及び原則４－２ 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		当法人では、法人経営及び教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を「入学希望の方」「教育関係の方」「一般の方」「企業の方」「卒業生の方」「在学生・保護者の方」といったステークホルダーに示すべく、アクセシビリティに配慮し本学ウェブページの「大学紹介」に集約して公表するようにしています。 また、自らを律する内部統制システムを運用し、継続的に見直しを図るとともに、その運用体制を本学ウェブページで公表しています。併せて、コンプライアンスや内部通報・外部通報等を機能させるため、通報窓口を公表しています。 ・大学紹介 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/index.html ・情報公開・個人情報保護 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/joho/ ・内部統制 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/operation/internal_controls.html ・危機管理体制 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/emergency/taisei.html ・公益通報・相談窓口 https://osaka-kyoiku.ac.jp/forstaff/report.html
原則４－１ 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		当法人では、情報公開について透明性を確保するため、本学ウェブページにおいて、利用者別に「入学希望の方」「教育関係の方」「一般の方」「企業の方」「卒業生の方」「在学生・保護者の方」というメニューを設け、わかりやすく適切に公表できるよう努めています。なお、法令に基づく情報公開については、「法定公開情報」というページを設け、適切な公開に努めています。また、本学では、令和３年１０月にウェブページをリニューアルし、利用者に対してはこれまで以上に「誰にでも見やすく、わかりやすく、アクセスしやすい」情報分類を行い、引き続き大阪教育大学らしさが伝わり、情報発信力が高く何度も訪れたくなるような魅力的なウェブページとなるよう検討及び工夫を進めていきます。 ・本学ウェブページ https://osaka-kyoiku.ac.jp/ ・法定公開情報 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/joho/houtei/
補充原則４－１① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		当法人では、広報に関する基本方針を基に、「入学希望の方」「教育関係の方」「一般の方」「企業の方」「卒業生の方」「在学生・保護者の方」といったステークホルダー毎に係る情報を公表してその成果を検証し、情報の公表を行う目的、意味を考え、適切な対象、内容、方法等の公表について改善する取組を実施しています。 ・広報に関する基本方針 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/kouhou/pr_policy/
補充原則４－１② 学生が享受できた教育成果を示す情報		当法人は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを一体的に策定のうえ、卒業時に到達目標を獲得できることを目指した、到達目標達成型の教育課程を実施しており、大学ウェブページ（３つのポリシー、学位プログラム）で公表しています。また、各学期毎に実施する学生による授業評価（アンケート）の集計や、卒業生の進路状況を大学ウェブページで公表しています。 ・教育情報の公表（学校教育法施行規則第１７２条の２に基づく情報公開） https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/joho/houtei/disclosure/gakkokyoiku172_2.html ・教員の養成の状況についての情報の公表（教育職員免許法施行規則第２２条の６に基づく情報公開） https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/joho/houtei/disclosure/menkyo22.html
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/joho/houtei/disclosure/law22.html